

令和元年度

第8回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和元年7月5日(金)  
開会13時35分 閉会14時3分

場 所 教育委員室

令和元年度  
第8回大分県教育委員会

**【議 事】**

(1) 報 告

- ① 令和元年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
- ② 遅延利息請求事件の判決対応について

(2) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	松 田 順 子
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵

事務局	教育次長	檜 崎 信 浩
	教育次長	後 藤 榮 一
	参事監兼教育財務課長	佐 藤 誠一郎
	参事監兼福利課長	阿 部 浩 康
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	教育人事課長	渡 辺 登
	学校安全・安心支援課長	簗 田 祐 二
	義務教育課長	内 海 真理子
	高校教育課長	久保田 圭 二
	社会教育課長	石 井 利 治
	人権・同和教育課長	永 井 弘
	文化課長	木 下 敬 一
	体育保健課長	加 藤 寛 章
	教育改革・企画課主幹 (総括)	門 野 秀 一
教育改革・企画課主査	池 邊 大 介	

### 2 傍聴人

1 名

## 開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

(工藤教育長)

ただ今から令和元年度 第8回教育委員会会議を開きます。

## 署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、高橋委員にお願いしたいと思います。

## 会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は14時00分を予定しています。よろしく申し上げます。

## 議 事

### 【報 告】

#### ① 令和元年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(工藤教育長)

それでは、報告の①「令和元年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」中村 教育改革・企画課長から報告いたします。

(中村教育改革・企画課長)

資料の3ページをお開きください。

令和元年第2回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）」など、

5件の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来であれば知事への回答に当たり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。

資料2ページのとおり異議のない旨回答しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告いたします。

なお、資料4ページから51ページまでは上程された議案を掲載しておりますが、内容については、52ページ以降の資料でご説明します。

議案の内容等につきましては、担当課長が順次説明いたしますので、よろしくお願ひします。

(佐藤参事監兼教育財務課長)

4ページをお開きください。

第52号議案「令和元年度大分県一般会計補正予算」について、ご説明します。今回の補正は、4月に行われた知事選挙後のいわゆる肉付予算案として提出するものです。

このうち教育委員会所管分について、ご説明します。

52ページをお開きください。

表の左から3列目「7月補正予算案(A)」の欄の下から3段目、2重線で囲んでおります「教育委員会 計」にありますとおり、今回の補正予算額は、16億8,975万7千円の増額です。

この結果、補正後の予算総額は、その二つ右の欄「累計(C)」にありますように、1,139億4,907万9千円となります。

これをその右の欄、「平成30年度当初予算額」と比較しますと、一番右の欄にありますように27億6,527万6千円の減、率にしますと、2.4%の減となります。

内訳はその下にありますとおり、事業費が約24億円の減(△13.7%)、人件費が約3億円の減(△0.3%)となります。

事業費の減は、本年4月に完成した県立武道スポーツセンターの建設に係る経費が、約31億円の減額となることが主な要因です。

人件費の減は、教職員数の減などに伴うものです。

続きまして、教育委員会関係の主な事業について、ご説明します。

53ページの「令和元年度7月補正予算案の概要」をお開きください。

まず、1番「県立学校ICT活用授業推進事業」、1億8,450万1千円です。

この事業は、令和4年度からスタートの新学習指導要領に対応し、生徒の情報活用能力を育成するため、県立高校等に電子黒板や、タブレット端末、プレゼン

テーション実践教室等のICT教育環境を整備するものです。

続いて、2番「県立学校施設整備事業」、13億1,265万4千円です。

この事業は、教育環境の改善を図るため、大分南高校など7校の大規模改造工事等を実施するほか、中津支援学校の自校式給食施設の整備や、国東高校に土木系学科を新設することに伴う寄宿舎の整備などを行うものです。

続いて、3番「県立学校施設災害時緊急対応事業」、1億1千万円です。

この事業は、県立学校施設が台風や豪雨等による大規模災害発生時に被災した際に、緊急的な復旧に要する経費をあらかじめ確保するものです。

続いて、4番「新時代の学びを支える先端技術活用支援事業」、474万2千円です。

この事業は、子どもたちの情報活用能力等の育成を図るため、姫島ITアイランド構想を進める姫島村の小・中学校にICTアドバイザーを1名ずつ配置するものです。

続いて5番「キャリアプロデューサー活用推進事業」、672万3千円です。

この事業は、工業系高校生の県内就職を支援するため、県内企業と工業系高校相互の情報収集・発信を行い、県内企業と学校の関係づくりを担うキャリアプロデューサー2名を配置するものです。

続いて、7番「青少年教育施設を活用した不登校対策事業」、231万円です。

この事業は、不登校児童生徒の自己肯定感やコミュニケーション能力、学習意欲を高めるため、青少年の家を活用した自然体験活動プログラムを開発するものです。

続いて、8番「帰国・外国人児童生徒日本語教育推進事業」、414万1千円です。

この事業は、帰国子女や外国人の児童生徒の日本語能力に応じたきめ細かな指導手法を検証し、日本語指導の充実を図るため、大学と連携して県立高校及び小・中学校に支援員を派遣するものです。

54ページをお開きください。

10番「文化財保存活用推進事業」、557万5千円です。

この事業は、地域における文化財の計画的な保存・活用を推進するため、指針となる、仮称ではありますが、「大分県文化財保存活用大綱」を策定するとともに、文化財を活用した地域活性化を促進するため、日本遺産周遊ツアーなどを開催するものです。

以上です。

(渡辺教育人事課長)

18ページをお開きください。

第56号議案「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正」のうち、教育委員会関係分について、ご説明します。

55ページをお開きください。

「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正」が教育委員

会所管分です。

「1 改正理由」ですが、民間労働法制において時間外労働の上限規制が導入されたことなどを考慮して、職員の時間外勤務等に関して必要な事項を定めるものです。

「2 改正内容」ですが、【概要】の表の中段第2項の欄をご覧ください。正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずることができる場合の根拠規定を設け、その下、第3項において、時間外勤務を命ずることができる時間数の上限を定めるための委任規定を設けるものです。

具体的な時間外勤務の上限につきましては、【概要】の第3項の欄をご覧ください。

- ① 原則として、1箇月45時間以内、1年360時間以内
- ② 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等により臨時的に勤務させる必要がある場合は1箇月100時間未満、1年720時間以内
- ③ 大規模災害等の対応の場合は上限時間は設けません。

なお、施行日は令和元年8月1日を予定しています。

以上です。

(渡辺教育人事課長)

20ページをお開きください。

第57号議案「会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定」について、ご説明します。

56ページをお開きください。

「1 制定理由」は、非常勤職員について、任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備すること等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定め、併せて、附則により関係条例の整備を行うものです。

「2 改正法の概要及び対応」について、改正法では、「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に移行することとしています。会計年度任用職員は、正規職員より勤務時間が短い「パートタイム」と、正規職員と同じ勤務時間の「フルタイム」に分類されます。

県教育委員会では、一般事務、秘書、用地調査員等の業務を行っている現行制度の「一般職非常勤職員」や学校の非常勤講師等を、パートタイムの会計年度任用職員に移行させることとしています。

また、全てのパートタイムの会計年度任用職員に、通勤に係る費用弁償を支給すること、任期が6月以上の会計年度任用職員に期末手当を支給することとしています。

このほか、臨時的任用職員については、任用が「常時勤務を要する職に欠員が生じた場合」に厳格化されることから、正規職員と同様に給料、退職手当等を支給することとしています。

3の当該条例の概要については、今申し上げた内容を、条例の本則に規定するほか、附則により「職員等の旅費に関する条例」等の関係条例を改正することとしています。

施行は令和2年4月1日を予定しています。

以上です。

(佐藤参事監兼教育財務課長)

28ページをお開きください。

第60号議案「大分県使用料及び手数料条例の一部改正」について、教育委員会関係分をご説明します。

57ページをお開きください。

今回の改正は、本年10月から、消費税法の一部改正により消費税率が8%から10%に変更されることに伴い、税率引上げ分を適切に転嫁するため、使用料を改正するものです。

教育委員会関係部分として、「施設の名称」欄にあるとおり、武道スポーツセンター、総合体育館、歴史博物館、香々地青少年の家、九重青少年の家、及び県立高等学校における施設の使用に伴う使用料を改定するものです。

「施行年月日」は、いずれも、消費税率の引上げに合わせ、令和元年10月1日を予定しております。

各施設の改正の詳細については、58ページから67ページに掲載しています。以上です。

(渡辺教育人事課長)

51ページをお開きください。

第80号議案「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正」について、ご説明します。

68ページをお開きください。

「1 改正の内容」をご覧ください。

5月1日を基準日とする学校基本調査により、令和元年度の児童・生徒数が確定しました。これに伴い、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数も確定しましたので、条例改正を行うものです。

「2 増減の内訳」をご覧ください。併せて【参考】の「収容定員及び児童・生徒数の前年度比較」もご覧ください。

(1)の県立学校職員につきまして、高等学校では、主として、収容定員が昨年度から400人減少したことに伴い23人の減、特別支援学校では、児童生徒数の46人増加により7人の増、合計で16人の減となっています。

(2)の市町村立学校職員につきまして、小学校では、県単定数の減少に伴い、1人の減、中学校では、統廃合及び生徒数の減により、学級数が17減少したことに伴い30人の減、合計で31人の定数減となっています。

以上です。



(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いいたします。

(岩崎委員)

「会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定」について、56ページの2の「対応」欄に、「全ての会計年度任用職員（パートタイム）に通勤に係る費用弁償を支給」とありますが、これは、常勤職員との均衡を図るために相当する手当を設けたという解釈でよろしいですか。

(渡辺教育人事課長)

そのとおりです。

(岩崎委員)

それ以外の手当について、会計年度任用職員、いわゆる非常勤職員と正規職員との間で差が開いたまま残っている、あるいは対応できていないものはありますか。

(渡辺教育人事課長)

会計年度任用職員に対して、通勤手当及び費用弁償は支給されますが、住居手当については支給されないこととなっています。また、期末手当の支給についても一定の時間以上を勤務した会計年度任用職員にのみ支給することとなりますので、その部分で正規職員と当該職員との間で差が出てきます。

(岩崎委員)

条例改正に当たっては非常勤職員と常勤職員との間の待遇の差について不合理と認められるものではないという根拠が必要だと考えますが、会計年度任用職員に対して支給しない手当があることについて不合理とは認められないという説明はできるのでしょうか。例えば、「実態として会計年度任用職員は、勤務する地域を特定して採用される者であるため」等があるのでしょうか。

(法華津教育次長)

会計年度任用職員の報酬等については、国からガイドラインが示されており、各地方公共団体とも、そのガイドラインに沿って条例等の制定を行っているところです。そのため、本県の今回の条例の内容も、ほぼ他県と均衡がとれた内容となっています。

(岩崎委員)

分かりました。

(松田委員)

53ページの7「青少年教育施設を活用した不登校対策事業」について、「不登校児童生徒の自然体験プログラムの開発」とありますが、大体このような自然体験や教育プログラムを開発する場合は、専門家がいて、個別に一人一人に合ったプログラム開発を行うものですが、この事業もそれと同様に予算額の多くは人件費と考えてよろしいですか。

(石井社会教育課長)

本プログラムの開発に当たっては、専門の大学の先生や、あるいはメンタルフレンドの方々などに協力をお願いする予定としており、それらに係る費用を予算化しています。

(松田委員)

一人一人のプログラムになりますから、プロの指導を仰ぎながら進めると効果が上がると思います。

(石井社会教育課長)

九重青少年の家を中心に事業を展開していこうと考えていますが、これまでも、国の委託を受けて、ネット依存対策や自己肯定感向上などで一人一人に対応したプログラム開発の研究を重ねてきました。そのノウハウを今回の不登校児童生徒に対するプログラム開発に応用していこうと考えています。

(高橋委員)

52ページの「令和元年度7月補正予算案」について、平成30年度予算額と比較して減額している小学校費の内容を教えてください。

(佐藤参事監兼教育財務課長)

小学校費における人件費が、令和元年度が395億円で、平成30年度が410億円になりますので、ここが15億円の減となっています。

(高橋委員)

社会教育費と保健体育費の減額の内容はどのようなものですか。

子どもたちのための経費が減額されているのであればお聞きしたいですが、人件費等の減額ですか。

(佐藤参事監兼教育財務課長)

保健体育費については、武道スポーツセンターの建設に係る経費が完成に伴い減となったことが主な要因となります。社会教育費については、日本遺産認定推進事業の終了に伴う減が主な要因となっています。

(高橋委員)

分かりました。

## 【報 告】

### ② 遅延利息請求事件の判決対応について

(工藤教育長)

それでは次に、報告の②「遅延利息請求事件の判決対応について」渡辺 教育人事課長から報告いたします。

(渡辺教育人事課長)

資料1 ページをご覧ください。

本事案の概要及び経過等につきましては、先月21日の委員協議会でご説明したところですが、先月28日に、大分地裁において、第一審判決が示されました。

その内容は、「5 判決内容」に記載のとおり、「被告は、原告に対し、61万3,150円を支払え」というものであります。

その理由は、「不法行為に基づく損害賠償債務の不履行に係る遅延損害金請求権は、履行遅滞により日々継続的に発生するものであるから、各発生時点が起算点となり、3年の経過により時効消滅すると解すべきであり、したがって、原告が県に対して遅延利息を請求した日から3年を経過していない平成27年7月18日以降に発生した遅延損害金請求権については消滅時効が未完成である」との裁判所の判断によるものです。

判決を受け、その内容を精査するとともに、今後の対応について検討してまいりましたが、県としては、「6 判決への対応」に記載のとおり、控訴しないこととしたいと考えています。

その理由は、事件の早期決着を図るため、また、本事案は、事実認定に争いはなく、法解釈のみの問題であることから、これ以上争っても判決が覆る可能性は低いと考えられるためです。

なお、控訴期限は、本年7月12日となっています。

報告は以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いいたします。

(工藤教育長)

ないようですので、これで令和元年度 第8回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。